

2020年3月1日

各位

茨城県水戸市泉町三丁目1番27号  
株式会社アダストリア  
代表取締役 福田 三千男

東京都港区南青山一丁目1番1号  
新青山ビル西館19階  
株式会社エレメントルール  
代表取締役 小松崎 睦

会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に規定する  
**吸収分割に係る事後開示事項**

株式会社アダストリア（本店所在地：茨城県水戸市泉町三丁目1番27号。以下「分割会社」といいます。）及び株式会社エレメントルール（本店所在地：東京都渋谷区渋谷三丁目11番2号渋谷パインビル6階。以下「承継会社」といいます。）は、2019年10月23日付で分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2020年3月1日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2020年3月1日
2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1)吸収分割をやめることの請求（会社法第784条の2）  
分割会社に対し、会社法第784条の2の規定に従い吸収分割をやめることを請求した株主はいませんでした。
  - (2)反対株主の株式買取請求（会社法第785条）  
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、同項の買取請求権は発生しませんでした。
  - (3)新株予約権者の新株予約権買取請求（会社法第787条）  
分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありませんでした。
  - (4)債権者の異議申述（会社法第789条）  
分割会社は、承継会社に承継したすべての債務について併存的債務引受を行ったため、当該手続を行う必要はありませんでした。
3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）
  - (1)吸収分割をやめることの請求（会社法第796条の2）  
承継会社に対し、会社法第796条の2の規定に従い吸収分割をやめることを請求した株主はいませ

んでした。

(2)反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本件吸収分割は、承継会社の唯一の株主である分割会社が、承継会社の会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社であるため、会社法第 797 条第 2 項第 2 号括弧書きの規定により、同条第 1 項の買取請求権は発生しませんでした。

(3)債権者の異議申述（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2019 年 11 月 15 日付の官報及び日刊工業新聞により公告いたしましたが、同条 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって分割会社におけるにパティエラ事業に関する権利義務を承継しました。

5. 変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件吸収分割による分割会社及び承継会社の変更登記申請は、2020 年 3 月 13 日に行う予定であります。

以上